

# 建築基準法第 51 条許可マニュアル

姫路市

令和元年 11 月【制定】

姫路市都市局まちづくり推進部建築指導課

## ○ 建築基準法

### (卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

**第 51 条** 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合には、この限りでない。

## ○ 建築基準法施行令

### (位置の制限を受ける処理施設)

**第 130 条の 2 の 2** 法第 51 条本文（法第 87 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第 5 条第 1 項のごみ処理施設（ごみ焼却場を除く。）
- 二 次に掲げる処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。）
  - イ 廃棄物処理法施行令第 7 条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設
  - ロ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第十四号に掲げる廃油処理施設

### (卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和)

**第 130 条の 2 の 3** 法第 51 条ただし書（法第 87 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。

- 一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、田園住居地域及び工業専用地域以外の区域内における卸売市場の用途に供する建築物に係る新築、増築又は用途変更（第四号に該当するものを除く。）

延べ面積の合計（増築又は用途変更の場合にあつては、増築又は用途変更後の延べ面積の合計）が 500 m<sup>2</sup>以下のもの
- 二 汚物処理場又はごみ焼却場その他のごみ処理施設の用途に供する建築物に係る新築、増築又は用途変更（第五号に該当するものを除く。）

処理能力（増築又は用途変更の場合にあつては、増築又は用途変更後の処理能力）が 3,000 人（総合的設計による一団地の住宅施設に関して当該団地内においてする場合にあつては、1 万人）以下のもの
- 三 工業地域又は工業専用地域内におけ  
1 日当たりの処理能力（増築又は用途変更の

る産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物に係る新築、増築又は用途変更（第六号に該当するものを除く。）

場合にあつては、増築又は用途変更後の処理能力が当該処理施設の種類に応じてそれぞれ次に定める数値以下のもの

イ 汚泥の脱水施 30 m<sup>3</sup>

ロ 汚泥の乾燥施設（ハに掲げるものを除く。） 20 m<sup>3</sup>

ハ 汚泥の天日乾燥施設 120 m<sup>3</sup>

ニ 汚泥（ポリ塩化ビフェニル処理物（廃ポリ塩化ビフェニル等（廃棄物処理法施行令第二条の四第五号イに掲げる廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。以下この号において同じ。）又はポリ塩化ビフェニル汚染物（同号ロに掲げるポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。以下この号において同じ。）を処分するために処理したものをいう。以下この号において同じ。）であるものを除く。）の焼却施設 10 m<sup>3</sup>

ホ 廃油の油水分離施設 30 m<sup>3</sup>

ヘ 廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設 4 m<sup>3</sup>

ト 廃酸又は廃アルカリの中和施設 60 m<sup>3</sup>

チ 廃プラスチック類の破碎施設 6 t

リ 廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設 1 t

ヌ 廃棄物処理法施行令第二条第二号に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限る。）又はがれき類の破碎施設 100t

ル 廃棄物処理法施行令別表第三の三に掲げる物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設 4 m<sup>3</sup>

ヲ 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設 6 m<sup>3</sup>

ワ 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設 8 m<sup>3</sup>

カ 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設 0.2t

ヨ 廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを

含む。)又はポリ塩化ビフェニル処理物の  
分解施設 0.2t

タ ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩  
化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離  
施設 0.2t

レ 焼却施設(ニ、ヘ、リ及びカに掲げるも  
のを除く。) 6t

四 法第 51 条ただし書の規定による許可  
を受けた卸売市場、と畜場若しくは火葬  
場の用途に供する建築物又は法第 3 条  
第 2 項の規定により法第 51 条の規定の  
適用を受けないこれらの用途に供する  
建築物に係る増築又は用途変更

増築又は用途変更後の延べ面積の合計がそ  
れぞれイ若しくはロに掲げる延べ面積の合  
計の 1.5 倍以下又は 750 m<sup>2</sup>以下のもの

イ 当該許可に係る建築又は用途変更後の  
延べ面積の合計

ロ 初めて法第 51 条の規定の適用を受け  
るに至った際の延べ面積の合計

五 法第 51 条ただし書の規定による許可  
を受けた汚物処理場若しくはごみ焼却  
場その他のごみ処理施設の用途に供す  
る建築物又は法第 3 条第 2 項の規定に  
より法第 51 条の規定の適用を受けない  
これらの用途に供する建築物に係る増  
築又は用途変更

増築又は用途変更後の処理能力がそれぞれ  
イ若しくはロに掲げる処理能力の 1.5 倍以  
下又は 4,500 人(総合的設計による一団地の  
住宅施設に関して当該団地内においてする  
場合にあつては、1 万 5,000 人)以下のもの

イ 当該許可に係る建築又は用途変更後の  
処理能力

ロ 初めて法第 51 条の規定の適用を受ける  
に至った際の処理能力

六 法第 51 条ただし書の規定による許可  
を受けた産業廃棄物処理施設の用途に  
供する建築物又は法第 3 条第 2 項の規  
定により法第 51 条の規定の適用を受け  
ない当該用途に供する建築物に係る増  
築又は用途変更

増築又は用途変更後の処理能力が、それぞれ  
イ若しくはロに掲げる処理能力の 1.5 倍以  
下又は産業廃棄物処理施設の種別に依りて  
それぞれ第三号に掲げる処理能力の 1.5 倍  
以下のもの

イ 当該許可に係る建築又は用途変更後の  
処理能力

ロ 初めて法第 51 条の規定の適用を受ける  
に至った際の処理能力

2 特定行政庁が法第 51 条ただし書の規定による許可をする場合において、前項第四号から第六号までに規定する規模の範囲内において、増築し、又は用途を変更することができる規模を定めたときは、同項の規定にかかわらず、その規模を同条ただし書の規定により政令で定める規模とする。

## 目次

1	趣旨	1
2	建築基準法と都市計画法と廃掃法の関連	2
(1)	建築基準法と都市計画法の関連	2
(2)	建築基準法と廃掃法の関連	2
(3)	許可申請以外の手続き等	4
3	許可手続	
(1)	手続の流れ	5
(2)	許可申請	5
(3)	許可	6
4	平成16年度日本建築行政会議全国会議市街地部会（抜粋）	7
5	関係法令（抜粋）	10
6	姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る適正化並びに紛争の予防及び調整に関する条例 の手続きフロー	17

## 1 趣旨

建築基準法第 51 条において、処理施設の敷地の位置については原則都市計画決定となっている。都市計画決定以外の場合、建築審査会ではなく都市計画審議会の議を経て特定行政庁が許可することとなっており、建築基準法の中では特殊な許可である。

処理施設のなかでも、特に廃棄物処理施設は建築基準法だけでなく、都市計画法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」）等の関連性が高く、初めて事務をする者には理解しにくい事務である。

このマニュアルでは処理施設の中でも廃棄物処理施設を対象とし、廃掃法や都市計画法との関連性にとどまらず、事務の流れをマニュアル化したものである。

## 2 建築基準法と都市計画法と廃掃法の関連

### (1) 建築基準法と都市計画法の関連

#### ① 都市計画決定と建築基準法第 51 条許可

建築基準法（以下「法」）第 51 条において、処理施設の敷地の位置については原則都市計画決定となっているが、特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画法上支障が無いと認めて許可した場合はこの限りでないとしている。

姫路市においては、公共的なものは都市計画決定、民間のものは法第 51 条許可の対象としている。

#### ② 都市計画審議会

都市計画法第 15 条により、一般廃棄物処理施設は姫路市都市計画審議会、産業廃棄物処理施設は兵庫県都市計画審議会による決定となっている。

通常、両審議会は 5 月、8 月、11 月、1（2）月開催となっており、案件がある場合に開催される。

姫路市都市計画審議会は、1 回目が事前審、事前審の約 3 ヶ月後の 2 回目が本審となる。

兵庫県都市計画審議会は本審の約 2 週間前に事前審が開催され、学識経験者による事前審と兵庫県議会議員による事前審と計 2 回開催される。また、兵庫県都市計画審議会に附議する案件は、事前に姫路市都市計画審議会で報告することとしている。

### (2) 建築基準法と廃掃法の関連

法第 51 条と同法施行令第 130 条の 2 の 2 により、一般廃棄物処理施設（ごみ焼却場を除く）と産業廃棄物処理施設が許可の対象となっている。

廃掃法においては、業の許可と施設の許可は異なるので注意が必要である。

#### ① 一般廃棄物処理施設

一般廃棄物処理施設は、廃掃法第 8 条、同法施行令第 5 条第 1 項により処理能力が 5 t 以上の施設について法第 51 条の許可が必要である。また、使用済小型電子機器等の再資源化に関する法律による認定取得業者についても、施設の許可は必要である。

#### ② 産業廃棄物処理施設

##### ア 法律等による取り扱い

産業廃棄物処理施設は、法施行令第 130 条の 2 の 2 による品目ごとに法第 51 条許可が必要である。市街化調整区域においては、品目や処理能力に関わらず許可が必要であるため注意を要する。

廃掃法においては、平成 13 年 2 月 1 日の改正により法対象品目が増え、それ以前からあった施設は廃掃法上みなし許可となっている。法においては平成 13 年 2 月 1 日の廃掃法の改正以前からある既存施設については違反状態であったが、平成 16 年の法改正より既存不適格扱いとなっている。しかしながら、準工業以下の用途地域において、増築時等に原則処理能力の増設を認めてない。これは、姫路市許可取扱い要領により、準工業地域での許可を認めていないためである。仮に準工業以下の用途地域において増設を認めるにしても、法第 48 条許可が必要となる場合があるので注意を要する。

##### イ 建築基準法第 51 条許可対象施設と廃掃法 15 条許可対象施設

法第 51 条許可対象処理施設と廃掃法 15 条による許可対象処理施設を対比したり

ストを以下に示す。

令第 130 条の 2 の 3 第 3 号	産業廃棄物処理施設の種別	法第 51 条許可対象施設の処理能力	廃掃法施行令第 7 条により許可が必要な処理施設の処理能力
イ	汚泥の脱水施設	30 m <sup>3</sup> /日超え	10 m <sup>3</sup> /日超え
ロ	汚泥の乾燥施設	20 m <sup>3</sup> /日超え	10 m <sup>3</sup> /日超え
ハ	汚泥の天日乾燥施設	120 m <sup>3</sup> /日超え	100 m <sup>3</sup> /日超え
ニ	汚泥の焼却施設	10 m <sup>3</sup> /日超え	5 m <sup>3</sup> /日超え、200kg/h 以上又は火格子面積 2 m <sup>2</sup> 以上
ホ	廃油の油水分離施設	30 m <sup>3</sup> /日超え	10 m <sup>3</sup> /日超え
ヘ	廃油の焼却施設	4 m <sup>3</sup> /日超え	1 m <sup>3</sup> /日超え、200kg/h 以上又は火格子面積 2 m <sup>2</sup> 以上
ト	廃酸又は廃アルカリの中和施設	60 m <sup>3</sup> /日超え	50 m <sup>3</sup> /日超え
チ	廃プラスチック類の破碎施設	6 t/日超え	5 t/日超え
リ	廃プラスチック類の焼却施設	1 t/日超え	100kg/日超え又は火格子面積 2 m <sup>2</sup> 以上
ヌ	廃掃法施行令第 2 条第二号に掲げる廃棄物（事業活動に伴って生じたものに限る）又はがれき類の破碎施設	100 t/日超え	5 t/日超え
ル	廃掃法令別表第 3 の 3 に掲げる物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固形化施設	4 m <sup>3</sup> /日超え	すべて
ヲ	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	6 m <sup>3</sup> /日超え	同上
ワ	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	8 m <sup>3</sup> /日超え	同上
カ	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設	0.2 t/日超え	同上
ヨ	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設	0.2 t/日超え	同上
タ	ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	0.2 t/日超え	同上
レ	汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物以外の産業廃棄物の焼却施設	6 t/日超え	200kg/h 以上又は火格子面積 2 m <sup>2</sup> 以上



(3) 許可申請以外の手続き等

① 廃棄物処理施設の手続きに関する条例

平成 27 年から、姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る適正化並びに紛争の予防及び調整に関する条例が施行されており、産業廃棄物処理施設は産業廃棄物対策課、一般廃棄物処理施設はリサイクル推進課と連携を図りながら事務を進めていく必要がある。

② 合同協議

廃棄物処理施設の手続きに関する条例による合意形成後で都市計画審議会附議前に、建築指導課、都市計画課、産業廃棄物対策課（リサイクル推進課）、環境政策室、消防局予防課による合同会議を行う。

以下に、法第 51 条許可、廃棄物処理施設等の設置等に係る適正化並びに紛争の予防及び調整に関する条例、都市計画審議会の関係の一例を図示する。

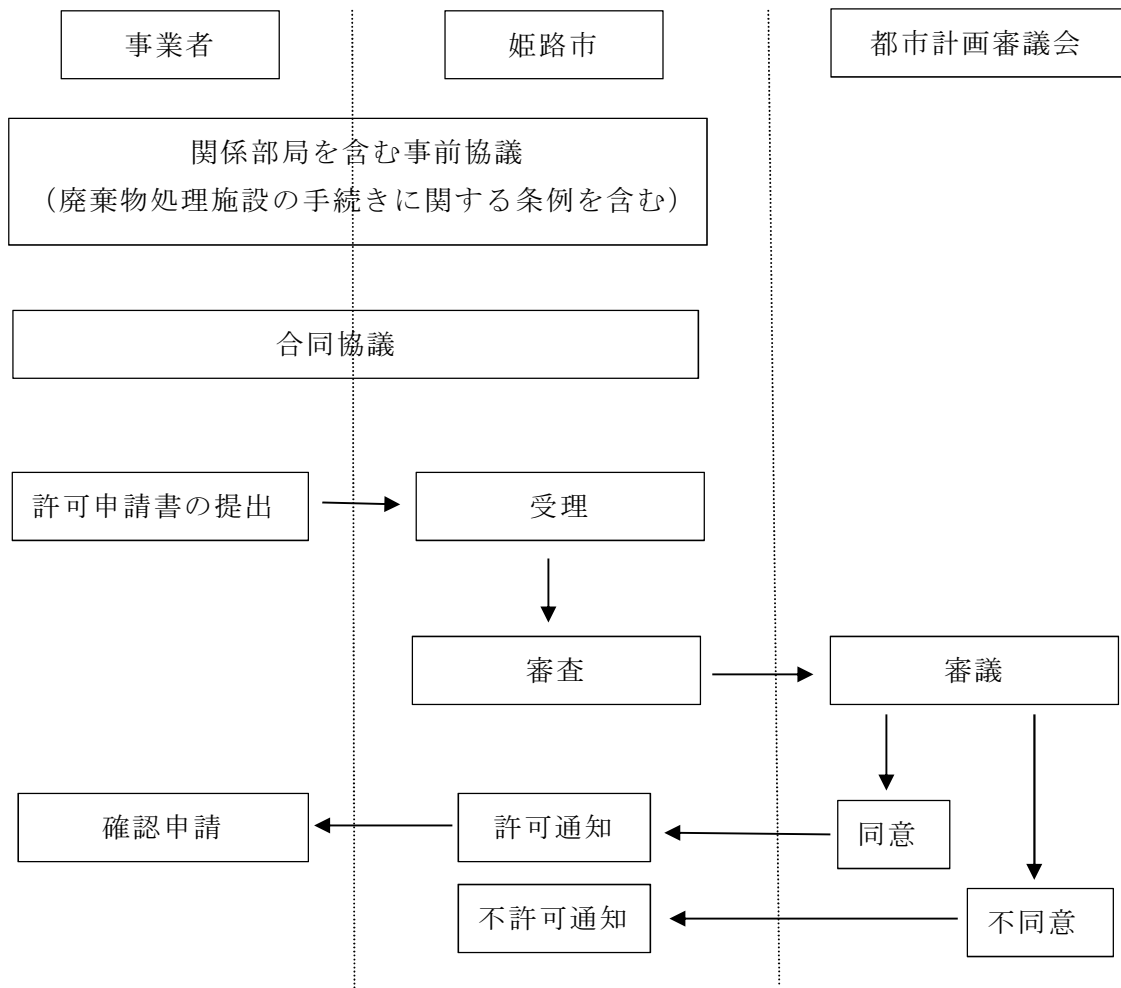
県都計審が令和2年2月に開催される場合	7月以前	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
① 関係各課事前協議	■									
② 生活環境影響調査	■									
③ 住民説明	■									
④ 事前協議書提出		■								
⑤ 姫路市関係各課合同協議会開催通知			■							
⑥ 姫路市関係各課合同協議会				■						
⑦ 廃棄物処理施設設置許可申請					■					
⑧ 建築基準法51条許可申請						■				
⑨ 都計審付議決裁							■			
⑩ 県都計審 手続き依頼								■		
⑪ 姫路市都市計画審議会(報告)									■	
⑫ 兵庫県都市計画審議会(事前説明)										■
⑬ 兵庫県都市計画審議会(本審)										■
⑭ 許可通知書交付										■

確認申請



### 3 許可手続

#### (1) 手続の流れ



#### (2) 許可申請

許可申請書は、次に掲げる図書を都市計画審議会開催日の2ヶ月前までに、正本1通及び副本1通提出すること。

- ① 許可申請書
- ② 委任状
- ③ 理由書

許可を必要とする理由を明示し、建築主が記名捺印すること。

#### ④ 用途地域図

都市計画の用途地域図にならいうち着色した凡例を記入すること。

#### ⑤ 付近現況図

#### ⑥ 周辺建築物用途別現況図

周辺半径300mの範囲の建築物の主要用途別に着色し、凡例を記入すること。

用途	摘要	色名
住居専用	住宅、共同住宅、長屋、寄宿舍、下宿	淡黄 レモン・イエロー
店舗併用	店舗併用住宅	山吹色 イエロー・オレンジ
商業専用	専用卸小売商店、市場、飲食店、百貨店、銀行、事務所 その他これらに類するもの	赤 レッド
	旅館、宿泊所その他これらに類するもの	桃
	料理店、待合、キャバレーその他これらに類するもの	ピンク
	劇場、映画館その他これらに類するもの	
	倉庫、自動車車庫その他これらに類するもの	明紫 モーブ
工業用	工場	明青 ライト・ブルー
農業用	家畜飼育場、搾乳場、温室その他これらに類するもの	濃緑 ディープ・グリーン
公共用	官公庁舎、公会堂、博物館、図書館、学校、病院、刑務所、停車場その他これらに類するもの	茶 バーント・シエンナ
宗教用	神社、寺院、教会	黄緑 ビー・グリーン
その他	塵芥処理場、火葬場、と殺場、変電所その他これらに類するもの	灰 グレー

⑦ 現場周辺状況写真

周辺の状況が俯瞰できるような位置から撮影すること。

⑧ 設計概要書

⑨ 機械図

品目ごとに機械による処理が分かるもの。

⑩ 配置図

前面道路（歩車道別）幅員、建築物位置等を明示すること。

⑪ 敷地面積求積図

⑫ 各階平面図

⑬ 立面図

4面とすること。

⑭ 断面図

2面以上とし、建築物の高さ、塔屋最高高さ及び居室の天井高さを記入する。

⑮ その他必要な資料

(3) 許可

法第 51 条許可と廃掃法の施設許可を、同日許可日としている。

#### 4 平成 16 年度日本建築行政会議全国会議市街地部会（抜粋）

##### 3. 新規施設に関する許可の要・不要等の取扱い（案）

都道府県及び政令市の廃掃法所管部局と建築部局へのアンケート結果や法解釈に係る国交省へのヒアリング結果を踏まえて、以下に、許可の要・不要等の取扱い（案）を整理した。

なお、以下に示す内容は、あくまで現時点でのたたき台であり、今後、分科会や部会、場合によっては各ブロックでの協議・調整を得て、最終的には、「市街地部会取扱い」として取りまとめる予定である。

##### (1)同一敷地内に複数の産業廃棄物処理施設が立地する場合の処理能力の算定方法

例) 木くずの破碎施設とがれき類の破碎施設が同一敷地内に設置など

・法令上、「処理能力の合計」と明記されていないことや、政令第 130 条の 2 の 3 に「政令に定める処理施設」に該当するものは、「廃掃法令第 7 条 1 号から 13 号の 2 に掲げる産業廃棄物の処理施設とする」と明記されていることから、廃掃法の処理能力の取扱いと同様とし、処理する産業廃棄物の種類別、かつ処理施設の種類別の処理能力で許可の要・不要を判断する。

例) 同一敷地内に木くずの破碎施設とがれき類の破碎施設があった場合は、処理する廃棄物が異なる別施設とし、それぞれの施設の処理能力について判断する。

##### (2)同一の処理施設で、複数の品目を処理する場合の許可対象の考え方

例) 廃プラスチックと木くずを同一の破碎施設で処理する場合など

・廃掃法の取扱い\*1と同様とし、個々の廃棄物を同時、又は別々に処理するかどうかにかかわらず、それぞれの廃棄物を単独に処理した場合の処理能力をもって判断する。

\*1：2 種類以上の産業廃棄物処理施設を焼却する焼却炉の処理能力

(旧厚生省通知：1979 年 11 月 26 日付け環整第 128 号、環産第 42 号)

問 一つの焼却炉で二種類以上の産業廃棄物を焼却する場合、この焼却の処理能力はどう捉えるべきか。

答 個々の廃棄物を同時あるいは別々に焼却するのいかんにかかわらず、それぞれの産業廃棄物を単独に焼却した場合の公称能力をもって「産業廃棄物 A の焼却施設、能力 X 1」かつ「産業廃棄物 B の焼却施設、能力 X 2」としてとらえる。

(3)同一の施設で産業廃棄物と一般廃棄物の処理する場合の許可の要・不要

- ・当該施設の処理能力が、それぞれ廃掃法令 5 条及び 7 条に掲げる処理能力を超える場合は、両方の許可を必要とする。
- ・この場合、許可手続き上は、両方の許可申請を一括して処理することができるものとし、都市計画審議会については、都道府県都計審（産業廃棄物処理施設）と市町村都計審（一般廃棄物処理施設）の両方の議を経る必要がある。

【補足】：都道府県都計審と市町村都計審の手続きについて

- ・都道府県並びに市町村が都市計画に定める内容は、都市計画法\*2に明記されており、産業廃棄物処理施設は都道府県、一般廃棄物処理施設は市町村となっている。
- ・51 条ただし書許可は都市計画決定の代替措置として実施するものであることから、都道府県都計審と市町村都計審の両方の都計審の議を経ることとする。
- ・なお、手続きの迅速化や許可申請者の負担軽減などに配慮し、基本は都道府県都計審のみの付議とするが、「市町村長の意見書」を添付（提出）するなど、市町村の実質的な意見を反映する代替方策についての検討が必要である。

\*2：都市計画法令第 9 条第 2 項第 8 号（都道府県が定める都市計画）

・産業廃棄物処理施設

\*一般廃棄物処理施設は、市町村が定める都市計画

(4)事務所や上屋等の建築物がなく、移動式破碎施設の場合の許可の要・不要

- ・法 51 条ただし書許可は建築基準法に基づく許可であり、許可対象は確認申請が必要となる建築物又は工作物に限定される。このため、廃掃法上、許可対象となる移動式の処理施設\*3であっても、上屋などの建築物や工作物がない場合は、許可不要とする。
- ・移動式破碎施設は、土地に定着せず任意に移動可能なことから工作物に該当しない。
- ・なお、廃掃法令附則（H12. 11. 29 政令 493 号）により許可対象外となる移動式がれき類等破碎施設であっても、建築物や工作物を伴う場合は、51 条ただし書許可対象となるため、廃掃法所管部局と密に連携を図り、適切に対処すること。

\*3-1 廃掃法上は、移動式がれき類等破碎施設を除いて、処分業として設置する施設は移動式の有無に拘らず許可が必要となる。

\*3-2 移動式がれき類等破碎施設に関する廃掃法令附則：H12. 11. 29 政令 493 号

当分の間、移動式がれき類等破碎施設（この政令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（次項において「新令」という。）第七条第八号の二に掲げる産業廃棄物の処理施設であって移動することができるように設計したものをいう。次項において同じ。）を設置しようとする者（事業者に限る。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下この条において「法」という。）第十五条第一項の許可を受けることを要しない。

#### 4. 既存の産業廃棄物処理施設の処理品目等の変更する場合の取扱い（案）

(1)処理能力に変化はないが、処理する産業廃棄物の種類を追加する場合の許可の要・不要例）木くずの破碎施設⇒既存の木くず破碎施設で、新たに廃プラを追加処理

- ・政令に処理施設に該当するものは廃掃法令第7条1号から13号の2に掲げる施設とされていることから、廃掃法の許可の取扱いと同様とし、個々の廃棄物を同時、又は別々に処理するかどうか拘らず、それぞれの産業廃棄物を単独に処理した場合の処理能力をもって判断する。
- ・例示の場合は、後から追加する廃プラスチック類の処理能力が令第7条7号の処理能力（5t/日）を超える場合は、許可が必要となる。

(2)処理能力に変化はないが、新たに一般廃棄物を追加処理する場合の許可の要・不要

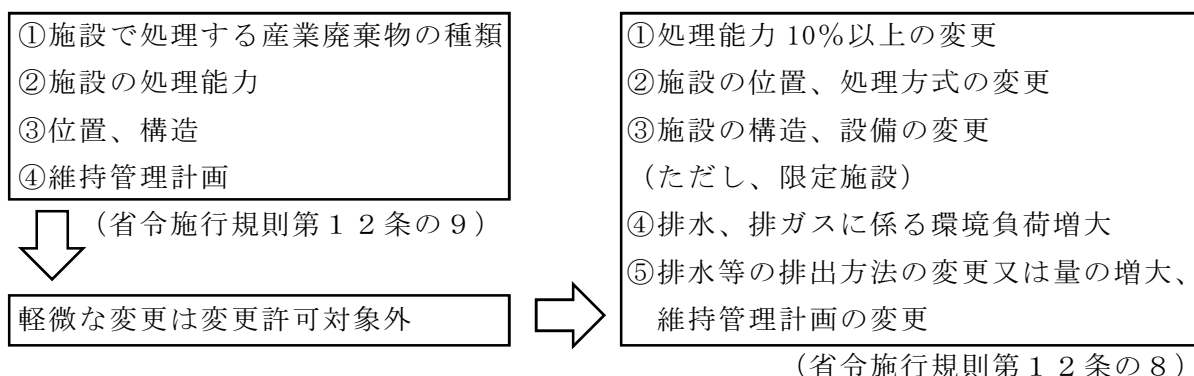
- ・廃掃法第15条の2の4（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例）に基づく届出の有無に拘らず、許可済みの既存産業廃棄物処理施設の処理能力が廃掃法第5条の処理能力を超える場合は、許可が必要となる。
- ・なお、廃掃法所管部局と密に連携を図り、廃掃法第15条の2の4に基づく届出の相談や届出書の提出があった場合は、届出後、早期に市町村都市計画審議会の開催が可能なように予め審議会開催等の準備を進めるなど、許可手続きの迅速化に努める。

(3)建築物の増築を伴わず、機械の入れ替え等により許可済み処理施設の処理能力を引き上げる場合の許可の要・不要

- ・政令に処理施設に該当する者は廃掃法令第7条1号から13号の2に掲げる施設とされていることから、廃掃法の許可の取扱いと同様とし、基準法上は「用途変更」として取扱い、51条ただし書許可が必要となる。
- ・ただし、基準法令第130条の2の3第6号による制限の緩和により、用途変更後の処理能力が当初許可時の処理能力の1.5倍以下である場合など、許可が不要となる場合がある。
- ・なお、廃掃法上、既存の廃棄物処理設備の能力増強など、機械の入れ替えではなく、構造・設備の変更によって許可時の処理能力を10%以上引き上げる場合は、「変更許可（申請）」として取り扱われるとともに、処理能力が10%以下の引き上げの場合は「軽微な変更（届出）」\*4として取扱われる。  
この場合、変更許可、軽微変更届の何れの場合であっても51条ただし書許可が必要となることから、廃掃法所管部局と密な連携を図り、許可の運用を図る必要がある。
- ・なお、機械の入れ替え等は全くなく、実稼働時間の変更に伴い処理能力を増加する場合は、51条ただし書き許可が必要となる。（ただし、令130条の2の3第6号に該当する場合を除く）

\*4：産業廃棄物処理施設の変更の許可等（廃掃法第15条の2の5）

■許可申請対象変更項目 ■軽微な変更（届出）とならない変更



(5)処理能力に変更はないが、「敷地のみ拡張」する場合の許可の要・不要

- ・廃掃法上は、施設の設置位置、処理能力・品目の変更がないため許可不要として取扱われる。
- ・51条ただし書許可に際しては、主に廃棄物の処理工程における周辺への影響度合いや運搬経路上の支障の有無などを判断するものであり、施設の処理能力や処理する廃棄物の種類、位置の変更がなく、拡張によって運搬経路等に変更がないことが明らかな場合は、許可は不要である。

\*なお、「その敷地の位置が都市計画法上支障がない」ことの判断基準については、後期の検討テーマであり、今後、検討結果を反映する形で、補強修正していくこととする。

(6)従前では廃掃法の許可対象ではなかった産業廃棄物処理施設が、廃掃法の改正により許可対象となった場合の既存の産業廃棄物処理施設の取扱い  
例) 木くず、がれき類等の破碎施設、廃プラの破碎施設など

\*法第3条に規定する「この法律の適用」の扱いなどについて、現在、調整中であり、既存不適格建築物の取扱い等については、今後、揭示予定。

5 関係法令（抜粋）

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号）

（略）

（定義）

**第2条** この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 （略）

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の四第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

（略）

（一般廃棄物処理施設の許可）

**第8条** 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設で政令で定めるもの（以下単に「ごみ処理施設」という。）、し尿処理施設（浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。）及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者（第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。）は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。第二十条の二第一項を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。

（略）

（産業廃棄物処理施設）

**第15条** 産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

（略）



○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年九月二十三日政令第三百号）

（略）

（産業廃棄物）

**第2条** 法第二条第四項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。

- 一 紙くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びに PCB が塗布され、又は染み込んだものに限る。）
- 二 木くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの並びに PCB が染み込んだものに限る。）
- 三 繊維くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及び PCB が染み込んだものに限る。）
- 四 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
- 五 ゴムくず
- 六 金属くず
- 七 ガラスくず及び陶磁器くず
- 八 鋳さい
- 九 工作物の除去に伴つて生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
- 十 動物のふん尿（畜産農業に係るものに限る。）
- 十一 動物の死体（畜産農業に係るものに限る。）
- 十二 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設又は次に掲げる廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであつて、集じん施設によつて集められたもの
  - イ 汚泥（事業活動に伴つて生じたものに限る。第三条を除き、以下同じ。）
  - ロ 廃油（事業活動に伴つて生じたものに限る。別表第五を除き、以下同じ。）
  - ハ 廃酸（事業活動に伴つて生じたものに限る。以下同じ。）
  - ニ 廃アルカリ（事業活動に伴つて生じたものに限る。以下同じ。）
  - ホ 廃プラスチック類（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第五号ロを除き、以下同じ。）
  - ヘ 第一号に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限る。）のうち、PCB が塗布され、又は染み込んだもの
  - ト 第二号に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限る。）のうち、PCB が染み込んだもの
  - チ 第三号に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限る。）のうち、PCB が染み込んだもの
  - リ 第六号に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第五号

ロ並びに別表第三及び第四を除き、以下「金属くず」という。)のうち、PCBが付着し、又は封入されたもの

十三 燃え殻(事業活動に伴って生じたものに限る。以下同じ。)、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、前各号に掲げる廃棄物(第一号及び第五号から第九号までに掲げる廃棄物にあつては、事業活動に伴って生じたものに限る。)又は法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物を処分するために処理したものであつて、これらの廃棄物に該当しないもの

(略)

#### (一般廃棄物処理施設)

**第5条** 法第八条第一項の政令で定めるごみ処理施設は、一日当たりの処理能力が五トン以上(焼却施設にあつては、一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上又は火格子面積が二平方メートル以上)のごみ処理施設とする。

(略)

#### (産業廃棄物処理施設)

**第7条** 法第十五条第一項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。

- 一 汚泥の脱水施設であつて、一日当たりの処理能力が十立方メートルを超えるもの
- 二 汚泥の乾燥施設であつて、一日当たりの処理能力が十立方メートル(天日乾燥施設にあつては、百立方メートル)を超えるもの
- 三 汚泥(ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの
  - イ 一日当たりの処理能力が五立方メートルを超えるもの
  - ロ 一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上のもの
  - ハ 火格子面積が二平方メートル以上のもの
- 四 廃油の油水分離施設であつて、一日当たりの処理能力が十立方メートルを超えるもの(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号の廃油処理施設を除く。)
- 五 廃油(廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。)の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号の廃油処理施設を除く。)
  - イ 一日当たりの処理能力が一立方メートルを超えるもの
  - ロ 一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上のもの
  - ハ 火格子面積が二平方メートル以上のもの
- 六 廃酸又は廃アルカリの中和施設であつて、一日当たりの処理能力が五十立方メートルを超えるもの
- 七 廃プラスチック類の破碎施設であつて、一日当たりの処理能力が五トンを超えるもの
- 八 廃プラスチック類(ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であ

- るものを除く。)の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ 一日当たりの処理能力が百キログラムを超えるもの
  - ロ 火格子面積が二平方メートル以上のもの
- 八の二 第二条第二号に掲げる廃棄物(事業活動に伴つて生じたものに限る。)又はがれき類の破碎施設であつて、一日当たりの処理能力が五トンを超えるもの
- 九 別表第三の三に掲げる物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設
- 十 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設
- 十一 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設
- 十一の二 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設
- 十二 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設
- 十二の二 廃ポリ塩化ビフェニル等(ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。)又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設
- 十三 ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設
- 十三の二 産業廃棄物の焼却施設(第三号、第五号、第八号及び第十二号に掲げるものを除く。)であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ 一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上のもの
  - ロ 火格子面積が二平方メートル以上のもの
- 十四 (略)

(略)

**別表第三の三(第六条、第七条関係)**

- 一 水銀又はその化合物
- 二 カドミウム又はその化合物
- 三 鉛又はその化合物
- 四 有機りん化合物
- 五 六価クロム化合物
- 六 砒ひ素又はその化合物
- 七 シアン化合物
- 八 ポリ塩化ビフェニル
- 九 トリクロロエチレン
- 十 テトラクロロエチレン
- 十一 ジクロロメタン
- 十二 四塩化炭素
- 十三 一・二―ジクロロエタン
- 十四 一・一―ジクロロエチレン
- 十五 シス―一・二―ジクロロエチレン

- 十六 一・一・一―トリクロロエタン
- 十七 一・一・二―トリクロロエタン
- 十八 一・三―ジクロロプロペン
- 十九 チウラム
- 二十 シマジン
- 二十一 チオベンカルブ
- 二十二 ベンゼン
- 二十三 セレン又はその化合物
- 二十四 有機塩素化合物(ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビニル(共重合物を含む。)、ポリ塩化ビニリデン(共重合物を含む。)、ポリクロロブタジエン、ポリエチレン塩素化合物その他環境省令で定めるものを除く。)
- 二十五 銅又はその化合物
- 二十六 亜鉛又はその化合物
- 二十七 弗ふつ化物
- 二十八 ベリリウム又はその化合物
- 二十九 クロム又はその化合物
- 三十 ニッケル又はその化合物
- 三十一 バナジウム又はその化合物
- 三十二 フェノール類
- 三十三 一・四―ジオキサン

(略)

**○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令別表第三の三第二十四号に規定する有機塩素化合物を定める省令(昭和五十一年二月二十六日)(総理府令第六号)**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)別表の九の項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令別表の九の項に規定する有機塩素化合物を定める総理府令を次のように定める。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令別表第三の三第二十四号に規定する有機塩素化合物を定める省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)別表第三の三第二十四号の環境省令で定める有機塩素化合物は、次のとおりとする。

- 一 ポリジクロロブタジエン
- 二 ポリプロピレン塩素化物
- 三 ポリブタジエン塩素化物

(略)

○ **都市計画法(昭和四十三年六月十五日)(法律第百号)**

(略)

**(都市施設)**

**第11条** 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設で必要なものを定めるものとする。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

一、二 (略)

三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設

四～十一 (略)

(略)

**(都市計画を定める者)**

**第15条** 次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。

一～四 (略)

五 一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるもの又は一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設若しくは根幹的都市施設として政令で定めるものに関する都市計画

六、七 (略)

(略)

○ **都市計画法施行令(昭和四十四年六月十三日)(政令第百五十八号)**

(略)

**(都道府県が定める都市計画)**

**第九条** 法第十五条第一項第五号の広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一、二 (略)

2 法第十五条第一項第五号の広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～六 (略)

七 産業廃棄物処理施設

八～十 (略)

(略)

6 姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続きの適正化並びに紛争の予防及び調整に関する条例の手続きフロー

